平成２４年（フ）第４３０号
石川県白山市松本町1280番１
破産者　株式会社千代田メカニック
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第５７号
名古屋市中区大須３―44―39　ラムセス大須1204、開始決定時の住所東京都渋谷区恵比寿南１丁目18―１　ＴＯＰ恵比寿501号、申立時の住所兵庫県西脇市西脇148番地
破産者　荒木　敏行
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　決定年月日　平成25年７月25日
5　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第２２１号
滋賀県野洲市市三宅224番地
破産者　光コンテック株式会社
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７２号
金沢市笠舞本町１丁目６番４号
破産者　有限会社システム建多
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６８２１号
大阪市天王寺区玉造本町11―４
破産者　桐井鉄工株式会社
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４９号
佐賀県唐津市町田３丁目５番20号　坂本アパート201号、申立時の住所佐賀県唐津市東大島町21番13号
破産者　土橋　正和
1　決定年月日　平成25年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１３２号
札幌市手稲区星置南３丁目１番３号　ピースファル201号
破産者　有田　愼一
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３６号
北海道上川郡上川町本町419番地２
破産者　柳橋　壽一
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９９号
北海道上川郡比布町南町１丁目６番14―３号
破産者　遠藤　孝一
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２００９号
名古屋市千種区内山２丁目８番３号　第一川島ビル505号
破産者　高島　　保
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１１０号
愛知県春日井市大手町３丁目15番地６　コーポフェアレディ201号
破産者　森山　卓洋
1　決定年月日　平成25年７月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０８号
群馬県高崎市井野町1342番地９
破産者　竹田　唯人
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２１４号
金沢市金石東１丁目12番１号　市営住宅１棟403号、開始決定時の住所金沢市大野町４丁目143番地１
破産者　磯端土建こと　磯端　源治
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４８９号
金沢市荒屋町イ39番地９、従前の住所金沢市疋田３丁目55番地
破産者　吉本　昌代
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第５５号
金沢市みどり１丁目75番地
破産者　島田　茂文
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１５３号
鳥取県西伯郡伯耆町大殿1345番地15
破産者　岡本　幸夫
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１５号
島根県益田市久城町424番地20　ユーミー久城101号室
破産者　垰原　　正
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部